

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行について

1. 施行日

令和 3 年（2021 年）9 月 18 日

2. 医ケア児支援法の概要

- (1) 医療的ケア児の生活を社会全体で支援
- (2) 家族の離職防止
- (3) 相談体制の整備
- (4) 学校や保育所の環境整備

3. 主な内容

- (1) 保育所・学校等での適切な支援を行う責務
- (2) 看護師等の配置など、保育・教育を行う体制の拡充
- (3) 日常生活において、必要な支援を受けらるための措置
- (4) 医療・保健・福祉・教育・労働等に関する関係機関相互の緊密な連携、相談体制の整備
- (5) 関係機関との医ケア児支援に資する情報共有の促進
- (6) 都道府県による医療的ケア児支援センター設置

4. 今後の本市の取り組み方針

- (1) 保育所等における受入れ体制の拡充
- (2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置による相談体制の整備
- (3) 医療的ケア児支援ガイドブック作成

※具体的な取り組みについては、今後、関係機関と連携を図りながら検討予定